

松江市都市農山漁村交流連携促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市都市農山漁村交流連携促進事業費補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市都市農山漁村交流連携促進事業費補助金
補助金交付の目的	都市と農山漁村との交流活動に必要な費用の一部を補助することにより、消費地である都市部と農山漁村との交流活動を推進し、魅力・活力ある農山漁村づくり及び農山漁村の維持・活性化を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	次に掲げる都市と農山漁村との交流活動の企画・実施とする。 (1) 農業体験 (2) 漁業体験 (3) 伝統的な食文化体験 (4) 自然体験 (5) その他市長が都市と農山漁村との交流に資すると認める活動
補助金の交付対象経費	補助対象事業に係る次に掲げる経費とする。 (1) 報償費(講師、出演者等への謝金等) (2) 原材料費(苗代、資材費、食材料費等) (3) 消耗品費(文房具等の消耗品費、コピー代) (4) 印刷製本費(ポスター、チラシ、資料等の印刷費) (5) 使用料及び賃借料(会場等使用料、機器類の賃借料) (6) 役務費(通信・運搬費、謝金等の振込手数料) (7) 委託料(専門的知識、技術等を要する業務についての委託料) (8) 旅費(講師、出演者等への交通費) (9) 食糧費(参加者への飲み物代等) (10) その他市長が必要と認める経費
補助金の交付の率	交付対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、20万円を上限とす

又は金額	る。ただし、同一事業者への補助金の交付は、1年度内に1回限りとする。
終期	令和9年3月31日
補助事業者の範囲	市内に住所を有する3名以上で組織する団体(規約、会則等により代表者の定めがあるものに限る。)とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている者を除く。

(概算払)

第3条 規則第14条第1項ただし書の規定により、市長は、当該補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(実績報告)

第4条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、領収書等補助対象経費の支払状況が確認できるものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。